

〔毛吹草三〕山城 味淋酒

〔柳菴雜筆三〕南都般若寺の古牒に、慶長七年三月十三日、厨事下行○中ミリン酒三升代百九十五

文とあり、略中ミリン酒三升百九十五文は、米九升餘の代なり、然ればミリン酒一升米三升餘に

當る、今にてもミリン酒の價米三升餘に當れり、慶長七年より弘化二年まで、二百四十四年の久

しきを経て、價の大形同じきは如何にぞや、

〔天保十三年物價書上〕酒酢醬油直段書上

一極上味淋酒 貳拾樽ニ付金貳拾貳兩貳分 壹樽ニ付金壹兩貳朱、三ツ割代金壹分貳朱、壹升ニ付代貳百五拾文、引下壹升ニ付代貳百四十四

文、壹合ニ付代貳拾六文、引下壹合ニ付代貳拾五文、○中略

右者此度錢相場御定被仰渡御座候ニ付、右釣合を以、右之通直段引下ゲ、賣買爲仕度奉存候間、此

段申上候以上、

寅 八月十二日

七番組 南茅場町

名主 甚七印○以下略

木酒

〔寶箱三〕あるじの男の云、○中酒を米にてばかり作ると覺給ふや、粟にてもつくるなり、其ゆかり

にて、今も粟もりといふあり、また木にて作ることもあり、草の根、または果を以て作るなり、是を

木酒といふ、たゞし今はおほくは米のみなり、木の實、草の根などにて作るの法を失へるがゆへ

なり、葡萄酒、五加酒、薏苡酒、菖蒲酒、枸杞酒、薯蕷酒、牛蒡酒、地黄酒、當歸酒、牛膝酒、などのたぐひ、今も

品々侍り、  
○按ズルニ、此書ニ謂ユル葡萄酒以下ノ諸酒ハ皆藥酒中ノモノナリ、宜シク次條ヲ參看スベ

シ、

〔經濟要録四〕造釀